

## オンライン資格確認について

- ・当院は、令和5年3月27日（月）からオンライン資格確認システムを行う体制を有しています。
- ・患者さん同意のもと、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うことができます。

### ・マイナ保険証のご利用について

マイナンバーカードを顔認証カードリーダーにかざしていただくことで、保険証の資格確認が行えます。顔認証カードリーダーは、初診受付、各外来ブロック、救急外来に設置しています。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するにはあらかじめ、マイナポータルサイトでの手続きが必要です。（顔認証カードリーダーでも手続きが可能です）

高額療養費制度の利用についてマイナンバーカードで受診される患者さんについては、「限度額認定証」は不要です。

### デジタル庁マイナポータルサイト

[https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html) 外部サイトへ移動します。

### オンライン資格確認ポスター



**マイナ受付**  
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

患者の皆様へ

- 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

**POINT 01**  
より良い医療が可能に！  
初めての医療機関等でも、薬剤情報等の間接機能を使えば、今まで使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです。

**POINT 02**  
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！  
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは  **マイナポータル**

